

# 健康保険 被保険者賞与支払届

令和 年 月 日提出

<b>提出者記入欄</b>	事業所整理記号	■■■	■				受付印		
	事業所所在地	〒			—				
	事業所名称								
	事業主氏名								
電話番号	( ) :								
社会保険労務士記載欄									
氏名等									
<b>項目名</b>	① 被保険者整理番号		② 被保険者氏名			③ 生年月日		④ 備考	
	④ 賞与支払年月日		⑤ 賞与支払額			⑥ 賞与額(千円未満は切捨て)			
共通	④ 賞与支払年月日(共通)		9.令和	年	月	日	該当する場合は○で囲んでください		
1	④ 賞与支払年月日(共通)		⑤ 賞与額	⑥ 賞与額(現物)	⑦ (合計⑤+⑥) 千円未満は切捨て		1. 二以上勤務		
2	④ 賞与支払年月日(共通)		⑤ 賞与額	⑥ 賞与額(現物)	⑦ (合計⑤+⑥) 千円未満は切捨て		1. 二以上勤務		
3	④ 賞与支払年月日(共通)		⑤ 賞与額	⑥ 賞与額(現物)	⑦ (合計⑤+⑥) 千円未満は切捨て		1. 二以上勤務		
4	④ 賞与支払年月日(共通)		⑤ 賞与額	⑥ 賞与額(現物)	⑦ (合計⑤+⑥) 千円未満は切捨て		1. 二以上勤務		
5	④ 賞与支払年月日(共通)		⑤ 賞与額	⑥ 賞与額(現物)	⑦ (合計⑤+⑥) 千円未満は切捨て		1. 二以上勤務		
6	④ 賞与支払年月日(共通)		⑤ 賞与額	⑥ 賞与額(現物)	⑦ (合計⑤+⑥) 千円未満は切捨て		1. 二以上勤務		
7	④ 賞与支払年月日(共通)		⑤ 賞与額	⑥ 賞与額(現物)	⑦ (合計⑤+⑥) 千円未満は切捨て		1. 二以上勤務		
8	④ 賞与支払年月日(共通)		⑤ 賞与額	⑥ 賞与額(現物)	⑦ (合計⑤+⑥) 千円未満は切捨て		1. 二以上勤務		
9	④ 賞与支払年月日(共通)		⑤ 賞与額	⑥ 賞与額(現物)	⑦ (合計⑤+⑥) 千円未満は切捨て		1. 二以上勤務		
10	④ 賞与支払年月日(共通)		⑤ 賞与額	⑥ 賞与額(現物)	⑦ (合計⑤+⑥) 千円未満は切捨て		1. 二以上勤務		

※ 氏名は、文字数の関係ですべて表示されない場合があります。

神奈川県自動車整備健康保険組合

## ○記入方法

- 提出者記入欄 : 事業所記号は、新規適用時または、名称・所在地変更時に付された記号を記入してください。
- ①被保険者整理番号 : 資格取得時に払い出しされた被保険者整理番号を、必ず記入してください。
- ②被保険者氏名 : 氏名を記入してください。
- ③生年月日 : 該当する元号の番号と、年月日を下図のようにご記入ください。  
【元号】 5.昭和 7.平成 9.令和  
【記入例】 昭和 63年 5月 3日 の場合
- ④賞与支払年月日（共通） : 事業所における賞与支払年月日をご記入ください。  
なお、各被保険者欄にある「④賞与支払年月日」欄は、「④賞与支払年月日（共通）」欄に記入した賞与支払年月日と支払日が異なる方のみ記入して下さい。
- ⑤賞与支払額 : 「⑦通貨」には、賞与・手当等名称を問わず労働の対償として、3カ月を超える期間ごとに金銭（通貨）で支払われるすべての金額をご記入ください。  
※ 年間4回以上支払われる賞与等については標準報酬月額の対象になりますので、『被保険者報酬月額算定基礎届』または『被保険者報酬月額変更届』に記入する報酬月額に算入してください。
- 「①現物」には、賞与のうち食事・住宅・被服等、金銭（通貨）以外で支払われるものについてご記入ください。現物によるものの額は、厚生労働大臣によって定められた額（食事・住宅については都道府県ごとに定められた額、その他被服等は時価により算定した額）をご記入ください。
- ⑥賞与額（円未満は切り捨て） : 「⑦通貨」と「①現物」の合計から1,000円未満を切捨てた金額をご記入ください。
- ⑦備考 : 「1.二以上勤務」は、被保険者が2カ所以上の適用事業所で勤務している場合に○で囲んでください。

## お知らせ

- 年間4回以上支払われる賞与について、標準報酬月額の対象となっている場合は、この届書を提出する必要はありません。
- 「⑤賞与支払額」の※印をご参照ください。
- 賞与にかかる保険料は、合計額から1,000円未満を切捨てた標準賞与額に保険料率をかけて計算されます。毎月の標準報酬月額の等級とは異なりますのでご注意ください。
- 健康保険における標準賞与額の上限は、年間（4～3月）の累計で573万円となります。転職・転勤等、以前の勤務先での賞与額と合算して同一の保険者で健康保険の上限を超える場合は『健康保険標準賞与額累計申出書』の提出が必要となります。
- 資格喪失月に支払われた賞与について、退職日以前のものは届出が必要ですが、原則として保険料計算の対象とはなりません。
- 産前産後休業・育児休業の取得により、保険料が免除される期間中に支払われた賞与についても届出が必要となります。
- 介護保険料については、賞与支払月内に40歳に到達した場合、誕生日が賞与支払日より後であっても介護保険料が徴収されます。また、賞与支払月内に65歳に到達した場合は、誕生日が賞与支払日より前であっても介護保険料は徴収されません。
- 賞与の支払いがなかった方は、該当者欄に斜線を引いてください。